m I				
86		 電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
-		電動サフィブエーファファスフー 文字 手動兼用型電動装置交換	165,000	アシスト式は、55,000
		丁釖旅府至电勤农直义误	100,000	円増しとすること。
		手動兼用型ホイール交換	27,700	アシスト式は、6,000 円増しとすること。
			0.000	円瑁しとすること。
		手動兼用型ホイール部品交換	3,900	
$\overline{}$		手動兼用型右側駆動装置交換	118,600	アシスト式は、21,900 円増しとすること。
4 则		手動兼用型左側駆動装置交換	88,600	アシスト式は、39,900 円増しとすること。
N		手動兼用型駆動装置部品交換	23,400	
N		 バッテリー交換	21,500	密閉型は、2,000円増
無			,	密閉型は、2,000円増 しとすること。
(号外第		バッテリー (マイコン内蔵型ニッカド電池) 交換	31,000	
·		│ バッテリー (マイコン内蔵型ニッケル水素電 │池) 交換	45,000	
		バッテリー部品交換	2,300	
		内蔵充電器交換	47,400	
		外部充電器交換	20,000	手動兼用型は、5,000
		大声吸如口衣格	11 000	円増しとすること。
חרא		充電器部品交換	11,800	
뿂		オイル又はグリス交換 ユニュニューダー (サナイン) デザ	2,700	
		│ステッキホルダー(杖たて)交換 │ ホスᡢスタタットートーロメキニアッ☆タタ	3,000	
		転倒防止用装置交換	6,000	
_		クライマーセット(段差乗り越え補助装置) 交換	18,200	
[111]		フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置) 交換	11,800	
		携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
ш		 酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
靈		人工呼吸器搭載台交換	25,000	
猫		栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
\		点滴ポール交換	9,000	
ш		キャスター(大)交換	7,400	
၈		キャスター(八)交換 キャスター(小)交換	3,700	
N	步	マドスクー(ホテ文英 腰掛交換	4.850	
町			7,200	
၈	行	ガラス族	14,200	
#		グレー・スス グリップ交換	1,850	
	器	グランス採	8,500	1回当たりとするこ
ئة 2 0	ăă	±13	0,500	1回当たりとすること。総塗り替えの場合 に限ること。
计	-	脇当交換	1,450	
न	步行補助	凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換	1,000	
	補		1,000	
	つ え			
	-	 +		

	本体修理	50,000	
	固定台 (アーム式又はテーブル置き式)交換	30,000	
	入力装置固定具交換	30,000	
=	呼び鈴交換	20,000	
と	呼び鈴分岐装置交換	20,000	
障	接点式入力装置(スイッチ)交換	10,000	
害	帯電式入力装置(スイッチ)交換	40,000	触れる操作で信号入力
重度障害者用意思伝達装置			が可能なタッチセン サーコントローラーで
意			あること。別途必要な
一层			タッチ式入力装置は
達			式先端部は6,300円増
装 署			しとすること。
	筋電式入力装置(スイッチ)交換	80,000	
	光電式入力装置(スイッチ)交換	50,000	
	呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換	35,000	
	圧電素子式入力装置(スイッチ)交換	38,000	

- 1 価格は、原則として1枚(個)当たりとすること。
- 2 矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとす ること。
- 3 部品交換の価格は、1回当たりとすること。

○厚生労働省告示第五百二十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害 者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図る ための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の 便宜を図るための用具

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十七条第一項第二号に規定する障害者又は 障害児(以下「障害者等」という。)の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の 要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものと ₽v0°°

一 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認めら れるもの
- 八、用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日 常生活品として一般に普及していないもの
- 二、用具の用途及び形状
 - イ 介護・訓練支援甲具 特殊優台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する甲具並 びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができる ものであって、実用性のあるもの
 - ロ 自立生活支援用具 人浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の人浴、食 事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるもので あって、実用性のあるもの